

月刊  
2021  
9

KIZUNA  
no  
“WA”

# 絆の輪



税理士法人 クロジカ  
経会 計 事 務 所

vol.192

令和3年8月 由布岳

## 『勝負の神様は細部に宿る』

初秋の候、皆様におかれましてはお変わりなくお過ごしのこととお慶び申し上げます。

今年の夏は梅雨が明けて暫く猛暑日が続き、オリンピック選手の体調が心配されましたが、一転してお盆前あたりから豪雨日が続きました。まさに地球温暖化の影響が私たちの生活を強く脅かしています。

さて今回は月刊誌『致知』2021年1月号から、元サッカー日本代表監督の岡田武史氏の言葉を紹介します。

僕は練習の時、グラウンドにコーンを並べてその周りを走らせることがあるんですが、選手の半分くらいは僅かに距離の短い内側を回りますよ。内も外も大して変わらないと。そこで僕は言うんです。確かにその通りだと。しかし運というものは誰にもどこにも流れていて、それを掴むか掴み損ねるかなんだと。おまえたちがたった1回内側を回ったために、運を掴み損ねてワールドカップに行けないかもしれないんだと。コーンの外側を回るようなことが、自然ときっちりできるかどうかで明暗を分けると思うんです。

致知 2021年1月号 ユニコ会長柳井正氏との対談より抜粋

この言葉は、サッカー選手のみならず私たちすべてにも当てはまります。忙しいから、期限が迫っているから、と理由をつけて省略したりズルしたり、ということがありがちです。そのような時に限って些細だと思ったことが大きな間違いになったりします。

岡田監督の言葉を胸に刻んでおきたいものです。

皆様のご健勝と事業の益々のご繁栄を切に祈念申し上げます。



今月の一首 『川辺にて 群れ飛ぶ蜻蛉 虫の声 夏から秋へ 移りゆく頃』

令和3年9月吉日 所長 隈部幸一

# smile house たら鍼灸マッサージ院 様

熊本市北区武蔵ヶ丘1丁目15-17  
ムサシ一番館C号室(1F)



今回ご紹介させていただくのは、昨年7月に武蔵ヶ丘で開業された「smile house たら鍼灸マッサージ院」様です。オーナーのタラマイさんは、関東の大学院を修了後、鍼師、灸師、あん摩マッサージ指圧師の資格を取得し、鍼灸整骨院で修行。ご主人の転勤で沖縄に移住したのち、「女性を笑顔にしたい」という想いでふるさと熊本にて開業されました。

施術前に体の症状だけでなく、食生活や日常の悩みを丁寧にカウンセリングされます。育児や仕事疲れのお客様からも、タラマイさんとのおしゃべりがストレス発散になると好評です。施術後は不調の原因や症状の説明があり、改善のアドバイスをいただけます。私はストレスで消化器系を痛めているので、プチ断食をして胃腸を休ませるようにアドバイスを頂きました。病院での西洋医学とは違う東洋医学に基づいた、体を内側から改善していく治療を提供されています。

また、美容鍼にも力を入れておられます。お顔だけにフォーカスするのではなく、全身をみて施術を行う美容鍼。お顔の肌トラブルは体が原因であることも多く、生理痛が緩和した！頭痛を感じない！よく眠れるようになった！等、様々な不調が改善したという声も多いそうです。体調も良くなり、お肌も若返る！まさに一石二鳥です。ちなみに、AEAJ アロマセラピー検定1級をお持ちで、アロマの知識も豊富なタラマイさん。サロンでのアロママッサージはもちろん、お家でのアロマの活用方法も教えてください。3児のママという一面もあり、子育て世代のお悩み相談にも乗っていただけます。

頑張った自分へのご褒美、定期的なメンテナンスに立ち寄りませんか？

女性専用・完全予約制です。お問合せは公式 LINE よりお願いいたします。⇒⇒⇒⇒



小森良美

## ☕ Coffee Break

### 目指せ自己ベスト

1年半ぶりのマラソン大会にエントリーしました。

10 kmですが(笑)

ただ現状はコロナ患者数の増加で開催は微妙です(開催日令和3年11月7日)。今回の参加者は熊本県在住者のみ、越境禁止となっています。

新調したマラソンシューズは去年使うことができませんでしたので、今年こそは真新しいシューズで思いっきり走りたいと思っています。



ただ、週末のトレーニングはしていたのですが、それ以上にコロナ太りしてしまいました。まあ、コロナ巣ごもりのせいにはしていますが、走った後のビールが格別で・・・(^\_^;)人も需要と供給のバランスは大切ですね。

開催日まで、2ヶ月となりました。

以前の体重に戻すように、

もっと自分に厳しくありたいと思います。

自己ベストを目指します。



米田義継

## NEW Kizuna's Info

### 特例承継計画の提出は令和5年3月31日までです

法人版事業承継税制(特例措置)は、経営承継円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を後継者が贈与又は相続等により取得した場合において、株式等取得したことによる贈与税・相続税について一定の要件のもと、その納税を猶予し、その後の後継者の死亡等により、猶予されている贈与税・相続税の納付が免除される制度です。

この制度の適用を受けるためには、まず「特例承継計画」を令和5年3月31日までに都道府県へ提出することが必須です。期限が残り1年半に迫ってまいりましたので、自社株の贈与税、相続税がご心配な社長様などはお早めに担当者へご相談ください。

※特例承継計画を提出したら、必ず特例事業承継税制の適用を受けなければならぬというものではありません。

